

パートナーシップを宣誓した方々へ ~性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち 東かがわ市~



東かがわ市
しあわせづくりキャラクター
ハートラ & トラッピー

東かがわ市でパートナーシップの宣誓を行ったパートナーのお二人を「結婚に相当する関係」と認めます。
本制度は法的効力はありませんが、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示することで、サービスを受けることができる可能性が広がります。サービスのご利用につきましては、サービスの利用先に詳細をお問い合わせください。



行政サービス (住まいの支援)

市営住宅の入居

パートナーシップ宣誓を行ったパートナーは市営住宅の入居申し込みができます。
詳細は、都市整備課にお問い合わせください。

担当課：都市整備課 (26-1304) 

新婚等世帯家賃助成金

行政サービス (移住・定住支援)

宣誓証明書等交付日から起算して1年以内のパートナー（交付日現在においてパートナーのいずれかが満40歳以下であること）は新婚等世帯家賃助成金の申し込みができます。

詳細は、都市整備課にお問い合わせください。

担当課：都市整備課 (26-1304)

行政以外のサービス (民間企業・店舗)

パートナーシップ宣誓を行ったパートナーが、民間企業・店舗で宣誓証明書又は宣誓証明カードを提示することで、家族同様のサービスを受けることができます。

サービスの有無や取り扱いは異なりますので、利用先にお問い合わせください。

例) 一部携帯電話会社の家族割引など

委任状による申請

行政サービス

パートナーシップ宣誓制度に該当しない申請のうち、本市では、委任状により多くのことが申請できます。
お気軽にお問い合わせください。

例) ・国民健康保険に関する申請

- ・後期高齢医療保険に関する申請
- ・介護保険に関する申請
- ・福祉に関する申請
- ・住民票発行、税証明発行に関する申請 など



行政以外のサービス (医療機関)

パートナーシップ宣誓を行ったパートナーが、医療機関において宣誓証明書又は宣誓証明カードを提示することで家族同様に面会等が許可される場合があります。

ただし、法令等に基づき、医療機関ごとに可能な範囲が異なりますので、利用する前に必ずご確認ください。



東かがわ市役所 人権推進課 TEL: (0879) 26 - 1227

発行：令和5年3月